

明石市旅館業法施行細則（平成30年規則第11号） 新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;"><u>（削 る）</u></p> <p>第9条（略） 第10条（略） 第11条～第16条（略） 様式第1号（第9条関係）（略） 様式第2号（第10条関係）（略）</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>（条例第11条第4号に規定する規則で定める者）</u></p> <p>第9条 <u>条例第11条第4号に規定する規則で定める者は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者とする。</u></p> <p>第10条（略） 第10条の2（略） 第11条～第16条（略） 様式第1号（第10条関係）（略） 様式第2号（第10条の2関係）（略）</p> <p style="text-align: center;">以 下 略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>2 改正の欄に「(削 る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。</p> <p>3 現行の欄に「(新 設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。</p>	